

福井市告示第308号

街区の区域を新たに画するので、福井市住居表示条例（昭和40年福井市条例第19号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月1日

福井市長 東 村 新 一

1 新たに画する街区の区域

別図1（新設前）及び別図2（新設後）のとおり

2 実施期日

令和3年11月1日